4/26 朝日

「桜」夕食会

「最初から収支不記載」

安倍氏元公設秘書が供述

安倍晋三元首相の後援会が主催した「桜を見る会」前日の夕食会費補塡問題で、二〇二〇年十二月に政治資金規正法違反（不記載）の罪で略式命令を受けた配川博之元公設第一秘書（ペ二）が「安倍氏が（二度目の）首相になって最初の開催から収支報告書に記載していなかった」と供述したことが二十五日、配川氏の刑事確定記録で分かった。共同通信が同日までに請求し開示された。

後援会の代表だった配川氏は、時効などの理由から一六～一九年分だけ立件されたが、不正な処理は一三年分から始まり、違法性を認識しながら問題発覚まで続けていたことが明らかになった。

確定記録によると、地元・山口の事務所で統括をしていた配川氏は、東京地検特捜部に「地元で宴会を開くときは、安倍側が持ち出しをすると公選法上の寄付になるため、慎重に対応するようにしていた」と説明したが、最初の開催となった二三年は、東京の議員会館事務所がホテル側との交渉に当たった。

東京の秘書は、地元支援者にとって交通費や宿泊代が負担になることから「会費はせいぜい五千円が良いところ」と考えた。一方で、高級ホテルは想定より高額の請求をされる可能性があり「その程度の会費では費用を賄うことはできないだろう」とも思い、対策を練っていた。

配川氏は、この秘書から後援会側の負担になると伝えられ「何をやってるんだ、東京は」という立ったという。その後、何も連絡がなかったため「報告書に実際の収支を載せることはできない」と認識し、部下に記載しないよう指示。一四年分以降は「つじつまが合わなくなるので、ますます載せるわけにはいかなくなった」と振り返った。